

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員選挙の期日及び選挙すべき人員 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 (選挙管理委員会取扱い) 2
- 鹿児島県議会議員選挙における投票用紙の様式 (選挙管理委員会取扱い) 2
- 鹿児島県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会取扱い) 3
- 鹿児島県議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 4
- 鹿児島県議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同 (選挙管理委員会取扱い) 4
- 鹿児島県議会議員選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式 (選挙管理委員会取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 12 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和 4 年法律第 84 号）第 1 条第 1 項の規定により，令和 5 年 4 月 29 日の任期満了による鹿児島県議会議員選挙の期日及び選挙すべき人員は，次のとおりである。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

- 1 選挙の期日
令和 5 年 4 月 9 日
- 2 選挙すべき人員

選 挙 区 名	定 数
鹿児島市・鹿児島郡区	17人
鹿屋市・垂水市区	4人
枕崎市区	1人
阿久根市・出水郡区	1人
出水市区	2人
指宿市区	1人
西之表市・熊毛郡区	2人
薩摩川内市区	3人
日置市区	2人
曾於市区	1人
霧島市・始良郡区	4人
いちき串木野市区	1人
南さつま市区	1人
志布志市・曾於郡区	1人
奄美市区	2人

南九州市区	1 人
伊佐市区	1 人
始良市区	2 人
薩摩郡区	1 人
肝属郡区	1 人
大島郡区	2 人

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

選挙区名	選挙長	選挙長住所	同職務代理者	同職務代理者住所
鹿児島市・鹿児島郡区	松下 良成	鹿児島市	前田 和博	鹿児島市
鹿屋市・垂水市区	森田 章作	鹿屋市	米森 学	鹿屋市
枕崎市区	西之原 修	枕崎市	園田 敏雄	枕崎市
阿久根市・出水郡区	芝越 博美	阿久根市	樫八重 勝	阿久根市
出水市区	富田 宏	出水市	税所 泰子	出水市
指宿市区	今村 了	指宿市	大道 武雄	指宿市
西之表市・熊毛郡区	池之野 弘幸	西之表市	松原 寛	西之表市
薩摩川内市区	村原 政和	薩摩川内市	上野 卓也	薩摩川内市
日置市区	池上 吉治	日置市	瀬戸口 亮	日置市
曾於市区	澤 律雄	曾於市	狩長 泰博	曾於市
霧島市・始良郡区	中馬 達己	霧島市	村上 勝	霧島市
いちき串木野市区	中尾 道夫	いちき串木野市	上蘭 久美子	いちき串木野市
南さつま市区	東久保 嵩	南さつま市	奥村 拓郎	南さつま市
志布志市・曾於郡区	米田 司春	志布志市	上原 登	志布志市
奄美市区	名島 義文	奄美市	盛 功一	奄美市
南九州市区	門園 博徳	南九州市	大迫 茂子	南九州市
伊佐市区	馬場 嘉彌	伊佐市	扇園 義人	伊佐市
始良市区	小倉 章	始良市	外村 幸男	始良市
薩摩郡区	角 茂樹	薩摩郡さつま町	垣内 浩隆	薩摩郡さつま町
肝属郡区	徳田 洋	鹿屋市	池田 英生	鹿屋市
大島郡区	新川 康枝	奄美市	八木 徹	奄美市

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙における投票用紙の様式は、次のとおりとする。

令和5年3月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

こうほしやしめい 候補者氏名	 <p style="font-size: small;">令和五年四月九日執行</p> <p style="font-size: small;">注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p style="font-size: small;">鹿 児 島 県 議 会 議 員 選 挙 投 票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 </div>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考 1 用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 文字は、黒色刷りとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込み式とする。
- 4 規格は、縦12.8センチメートル，横8センチメートルとする。

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

令和5年3月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

選 挙 区 名	選挙運動費用支出制限額
鹿児島市・鹿児島郡区	6,326,600円
鹿屋市・垂水市区	5,843,200円
枕崎市区	5,295,900円
阿久根市・出水郡区	5,930,200円
出水市区	5,684,400円
指宿市区	6,612,200円
西之表市・熊毛郡区	5,271,200円
薩摩川内市区	6,020,100円
日置市区	5,522,700円
曾於市区	6,282,600円
霧島市・姶良郡区	6,183,500円
いちき串木野市区	5,773,000円

南さつま市区	6,176,100円
志布志市・曾於郡区	6,793,800円
奄美市区	5,550,300円
南九州市区	6,212,900円
伊佐市区	5,606,500円
始良市区	6,555,000円
薩摩郡区	5,276,600円
肝属郡区	6,289,600円
大島郡区	5,883,500円

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

令和 5 年 4 月 9 日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。ただし、無投票となった場合は、選挙公報の掲載順序を定めるくじは行わない。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 日時

令和 5 年 3 月 31 日 午後 5 時 30 分から

2 場所

選 挙 区 名	場 所
鹿児島市・鹿児島郡区	鹿児島県庁
鹿屋市・垂水市区	鹿屋市役所
枕崎市区	枕崎市役所
阿久根市・出水郡区	阿久根市役所
出水市区	出水市役所
指宿市区	指宿市役所
西之表市・熊毛郡区	鹿児島県熊毛支庁
薩摩川内市区	薩摩川内市役所
日置市区	日置市役所
曾於市区	曾於市役所
霧島市・始良郡区	霧島市役所
いちき串木野市区	いちき串木野市役所市来庁舎
南さつま市区	南さつま市民センター
志布志市・曾於郡区	志布志市役所
奄美市区	鹿児島県大島支庁
南九州市区	南九州市役所知覧庁舎
伊佐市区	伊佐市役所大口庁舎
始良市区	始良市役所
薩摩郡区	さつま町役場
肝属郡区	鹿児島県大隅地域振興局
大島郡区	鹿児島県大島支庁

鹿児島県選挙管理委員会告示第17号

令和 5 年 4 月 9 日執行の鹿児島県議会議員選挙の次の選挙区における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。ただし、無投票となった場合は、開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない。

なお、その他の選挙区については、開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

枕崎市区

出水市区
指宿市区
日置市区
曾於市区
いちき串木野市区
南さつま市区
南九州市区
伊佐市区
始良市区
薩摩郡区

鹿児島県選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙における各選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成



備考 大きさは2センチメートル四方とする。